

「弁護士報酬敗訴者負担の取扱い」に関する
日本弁護士連合会の意見

平成 1 5 年 8 月 2 2 日

日 本 弁 護 士 連 合 会

意見書目次

第1．制度導入を検討する基準は、あくまでも司法アクセスの 拡充につながるか否かによるべきである	1
第2．司法アクセス検討会で出されている意見とそれへの反論	2
1．制度導入の根拠に関連する意見	2
2．制度を導入しない訴訟の範囲に関する意見	8
第3．両面的な弁護士報酬敗訴者負担制度の導入は、裁判利用 を萎縮させる	13
第4．片面的敗訴者負担制度の導入についての議論がきわめて 不十分である	14
1．片面的敗訴者負担制度は司法アクセスの促進に資するも のであり、両面的敗訴者負担制度とは全く別の機能をもつ 制度である	14
2．片面的敗訴者負担を導入すべき訴訟類型とその理由	15
第5．法律扶助、権利保護保険、団体訴権など、司法アクセス を促進する諸制度の大幅な拡充ないし整備がなされないま ま両面的敗訴者負担が導入されたならば、経済的弱者の裁 判利用萎縮効果は甚大である	16
1．法律扶助	17
2．権利保護保険	18
3．団体訴権	18
第6．司法アクセス検討会の審議のあり方について	19

弁護士報酬敗訴者負担の取扱い」に関する日本弁護士連合会の意見

当連合会は、本年3月10日に「弁護士報酬敗訴者負担制度に関する意見書」を公表しているが、司法制度改革推進本部事務局が平成15年7月29日付で行った「弁護士報酬敗訴者負担の取扱い」に関する意見募集に対し、あらためて、次のとおり意見を述べる。

第1．制度導入を検討する基準は、あくまでも司法アクセスの拡充につながるか否かによるべきである

1．司法制度改革推進法は、司法制度改革審議会の意見（以下、「審議会意見書」という）の趣旨ののっとり行われる制度改革を総合的かつ集中的に推進するため司法制度改革推進本部を設置した。

すなわち、司法制度改革推進本部は、審議会意見書の理念と目的にそって、司法制度の改革と基盤の整備をすすめる責務がある。

2．審議会意見書は、総論にあたる「今般の司法制度改革の基本理念と方向」の章の「第2 21世紀の我が国社会において司法に期待される役割」の項において、従前の司法部門が過小であったことに根本的反省を加え、21世紀のあるべき「この国のかたち」として、司法部門の規模及び機能を拡大・強化することをうたい、「(司法の)規模及び機能の拡大・強化を図る必要があるという場合、その中に、立法・行政に対する司法のチェック機能の充実・強化の必要ということが含まれていることを強調しておかなければならない」と述べている。そして、「21世紀の我が国社会にあっては、司法の役割の重要性が飛躍的に増大する。国民が、容易に自らの権利・利益を確保、実現できるよう、そして、事前規制の廃止・緩和等に伴って、弱い立場の人が不当な不利益を受けることのないよう、国民の間で起きる様々な紛争が公正かつ透明な法的ルールの下で適正かつ迅速に解決される仕組みが整備されなければならない」としている。

さらに、「第3 21世紀の司法制度の姿」の項には、「国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするため、国民の司法へのアクセスを拡充する」と明記している。

次いで、審議会意見書は、各論にあたる「国民の期待に応える司法制度」の章の「第1 民事司法制度の改革」の項の1つに、「7. 裁判所へのアクセスの拡充」を置き、その1項目として「(1) 利用者の費用負担の軽減」を記載し、その中の細目として「イ 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い」を設けている。

上述した審議会意見書の基本理念とそれに基づいた弁護士報酬敗訴者負担制度の位置づけに照らすならば、この制度の導入を具体的に検討する基準は、あくまでも司法の機能の拡大・強化につながるのか、国民が裁判をより利用しやすくなるのか、国民

の司法へのアクセスが拡充するののであることは明らかである。

3. 司法制度改革推進本部の「司法アクセス検討会」は、この審議会意見書をうけて、国民の司法アクセスの拡充につながる制度整備の具体的設計を審議する場である。

弁護士報酬敗訴者負担制度導入を検討するにあたっては、欧米に比べて裁判利用が圧倒的に少ない我が国の現状を改革することが今次司法改革の原点であることをふまえ、国民の裁判利用の促進に寄与するかどうかを基準にすべきであることを、当連合会は重ねて強調しておきたい。

第2. 司法アクセス検討会で出されている意見とそれへの反論

ところが、審議会意見書の趣旨にのっとって審議されるべき司法改革推進本部の司法アクセス検討会で、前述した審議会意見書の理念と目的に反する意見が少なからず出ていることについて、当連合会は重大な懸念を表明するものである。

以下、看過できない意見を摘出し、反論する。

1. 制度導入の根拠に関連する意見

- (1) 訴訟が起こしやすくなればなるほどいいかどうか、本当に起こしやすければしやすいほど社会全体がいい社会であるか否か。更に訴訟を起こしやすくすることによって失なうものがあるのではないか。司法制度に過剰に期待するのは考え直した方がいい。

これは、明らかに訴訟抑制論であって、審議会意見書の趣旨、理念と目的に真っ向から矛盾する議論である。

全ての法的紛争を裁判所の解決に委ねるのがよいとは言えないという一般論に異議をはさむものではない。しかしながら、国民人口当たりの我が国の民事一審訴訟件数は、訴訟社会として知られるアメリカとは比べるべくもなく、ドイツの5分の1、フランスの7分の1にすぎない。

審議会意見書は、「法の支配」が実現する社会を目指している。「法の支配」が実現する社会とは、透明で公正なルールに基づいて、国民が容易に、自らの権利を実現し、利益を守れる社会である。透明で公正なルールを形成するためには、多くの紛争が裁判所に持ち込まれることが必要である。法解釈を通じたルールの確定は、訴訟を通じてしか得られない。紛争が裁判所に持ち込まれなければ、それに対応するルールの形成が進まないことになる。

個別の紛争解決のためには、必ずしも訴訟は必要ではなく、ADRを利用する方法もある。しかし、ADRで解決するためのルール形成には、多くの訴訟が裁判所に持ち込まれ、判例がつくられることが必要である。この観点からも、司法アクセスの拡充が重要なのである。

前記の意見は、我が国の司法が国民から遠い存在であり、司法部門があまりにも過小であったことの反省に立って出発したという、今次司法改革の原点を忘れた議論である。しかも、このような意見が国民の司法アクセスの拡充のための制度整備を審議する「司法アクセス検討会」(以下「検討会」という)の委員の口から出たことに、当連合会は驚きを禁じえない。

(2) 敗訴者負担制度導入の根拠は公平である。

しかし、司法制度改革審議会意見書は、「負担の公平を図って訴訟を利用しやすくする見地から」と述べているのであって、いわば裸の公平論ではなく、あくまでも「訴訟を利用しやすくする」ことを、制度導入の目的にしていることに留意すべきである。

そもそも、弁護士報酬を訴訟の敗訴者に負担させるのが公平であるという考え方には強い疑義がある。

ア．訴訟に勝ったという結果だけで、相手方に自らの弁護士費用をも負担させるのが公平と言えるのか。

判決は、証拠の有無と立証責任の原則でいずれかに軍配を上げる。しかし、同一の事件ですら、一審、二審、三審と判断が変わることは珍しくない。また、同種事件でも、第一審レベルの判断がバラバラであることも珍しくない。

つまり、判決結果はあくまで訴訟法上の真実なのであって、自らの弁護士報酬を相手方に負担させるのが正義に合致するとは言いきれない。

イ．受益者負担の見地からは、弁護士報酬は裁判により権利の実現を図るためのコストであり、自らの権利実現のためのコストは自ら負担するのが公平であるとも言える。

ウ．国、自治体や資力のある当事者にとって、弁護士報酬の負担はそれほど大きくはない。しかし、経済的・社会的弱者にとっては、敗訴したら相手方の弁護士報酬も負担するとなれば、裁判利用をためらうことになる。両面的な敗訴者負担制度が弱者にとって厳しい制度であることは、日弁連の外国調査でも、明らかになっている。すなわち、弱者の訴訟利用を抑制し経済的強者にそれ程痛みをもたらさない制度は、「不公平」ではないか。

ヨーロッパは敗訴者負担制度を採用しているといわれるが、訴訟類型によって、様々な例外を置いている。

イギリスでは、カウンティー・コートの8割を占める少額訴訟は各自負担とされているため、市民が当事者となる多くの事件は各自負担の下で行われている。

ドイツでも、離婚事件、賃料不払いによる家屋明渡事件、父性確認や扶養請求事件、労働事件などを各自負担で行っている。

オランダでも、近親の当事者間の事件は各自負担である。市民間の事件に限

らず、一般的に真実解明が困難な事件など裁判官の裁量で各自負担とすることができるし、負担させる額に関しても裁判官が大幅な裁量権を有している。

フランスでは、衡平や当事者の経済的事情によって敗訴者負担をさせないことができる」と規定している。経済的弱者に対しては、各自負担、又は、実質的に片面的敗訴者負担制度の下で訴訟が行われている。

このように敗訴者負担を導入しているヨーロッパ諸国において、多くの市民的事案を各自負担などによって取り扱っていることは特筆すべきである。

この点、検討会では、諸外国の制度の詳細が十分に紹介・検討されていない。

検討会では、学者委員から、「ヨーロッパでは公平の観点から敗訴者負担制度が取り入れられている」旨の発言があったが、この考えでは、上記のような、市民が当事者となる事件において、両面的敗訴者負担制度が取り入れられていないことは、その分野だけ「不公平」な取り扱いでよいとされたことになることになる。なぜその分野が「不公平」でいいのか。説明がつかない。

むしろ、ヨーロッパにおいても、敗訴者負担とするか各自負担とするかは、社会的諸条件を加味した政策判断であることを示している。特筆すべき政策判断としては、両面的敗訴者負担は経済的・社会的弱者に厳しい制度であることから、弱者に関わる訴訟については、各自負担又は片面的敗訴者負担となる仕組みが各国において採られていることである。ヨーロッパ諸国の制度の実状をみると、「ヨーロッパでは、訴訟に勝った者が敗訴者に弁護士報酬を負担させるのが公平であるとしている」などと単純化し決めつけることはできないのである。

アメリカでは、日本と同様に各自負担が原則とされているが、アメリカで各自負担が不公平であるとの声は聴かない。

アメリカ連邦最高裁判所は、「訴訟の結果は最善の場合でも予測できないので、訴訟を提起した、あるいは防御したということだけで制裁を科されるべきではなく、敗訴の制裁に相手方当事者の弁護士報酬まで含まれるのであれば、貧困にあえぐ者は自らの権利を擁護するため訴訟を開始することを不当にも思いとどまされることになる」と述べ、むしろ、両面的敗訴者負担は弱者に公平でないとしている。

そして、アメリカでは、裁判を利用しやすくする観点から、後述する片面的敗訴者負担制度を積極的に導入しているのである。

- (3)

勝っても相手から弁護士報酬がとれないために、裁判を避けざるを得なかった人がいる。少額事件がそれだ。

「弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった人」とは具体的にどのような状況にある人を念頭においているのかについては、検討会での議論においても必ずしも明らかにされていない。これは、これまでの検討会の議論が、敗訴者負担制度の導入を当然のこととして、導入の根拠や導入の必

要な訴訟類型について具体的な議論がほとんどなされていないからである。しかし、このような当事者の存在は、まさに立法事実であり、具体的にそのような存在と状況を明らかにした上で議論を進めるべきである。

「弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるをえなかった当事者」とは、例えば、極めて少額の事件で、裁判で得た利益のうち弁護士報酬の占める割合が高いとか、判決で得られる利益の方が弁護士報酬より大きいとか、紛争解決までに要する時間や労力、さらに相手方の資力などを考えると総合的に判断して訴訟をしても元が取れないと判断される場合だろうと思われる。このような場合において、必ず勝訴し権利が実現できるという見込みがあれば、敗訴者負担制度は、そのような当事者の訴訟利用を促進する効果を持つであろうが、そのような訴訟はレアケースである。実際の訴訟は必ずしも勝訴の見込みが明白であるとは言えないことが多い。そうすると、敗訴した場合には相手方の弁護士報酬まで負担しなければならないことになれば、結局訴訟の利用を思い止まらせ、訴訟提起を萎縮させることになるであろう。

現行の各自負担であれば、自らの弁護士費用を負担することで費用倒れになることを恐れるような場合には、本人訴訟という方法を選択することができたが、敗訴者負担制度によれば相手方の弁護士報酬まで負担させられることを恐れて、本人訴訟すら提起できなくなる恐れが強い。

このように敗訴者負担を導入すべき場合を具体的に検討していくと、制度導入すべき立法事実が極めて脆弱であり、導入すべき場合が極めて限られた場合のみであることが明らかになるとと思われる。

勝訴確実だが少額事件で弁護士費用がコスト倒れになりかねないため訴訟をためらうといった極めて希な事例のために、弊害の多い敗訴者負担を導入することは本末転倒である。そのような事例は、そもそも弁護士に依頼しなくても本人訴訟により対処できるようにするなど、他の手当を講じて問題を解決すべきである。

- (4)

弁護士報酬は訴訟に必要な費用であるから、他の訴訟費用と同様に、当然に敗訴者負担としてよい。

訴訟費用が敗訴者負担制度になっているからといって、弁護士報酬を訴訟費用として（もしくは訴訟費用と同様に）敗訴者に負担させるかどうかは、政策の問題である。わが国では昭和46年に民事訴訟費用等に関する法律が制定され、訴訟費用について列挙主義がとられるようになり、弁護士報酬はそこから除外された。これは、敗訴した場合に負担する金額があまりに過大になると訴訟に伴う費用負担のリスクが著しくなり、その結果訴訟の利用を阻害することになることを懸念して、除外されているのである。（裁判所書記官研修所編「民事訴訟における訴訟費用の研究」（昭和51年）7頁は、列挙主義をとった理由について同趣旨の説明をしている。）

このように現行法の立法趣旨には、費用負担の危険から司法制度の利用を阻害

することがないように訴訟費用の範囲を明確化し、かつ限定化するという考えがある。したがって、弁護士報酬を訴訟に必要な費用と考えることと、敗訴者に負担させる訴訟費用とすることは当然に結びつくものではなく、司法制度を利用しやすくするという観点からはむしろ慎重な判断が必要である。

そもそも、訴訟費用の敗訴者負担原則すら必ずしも絶対的ではない。訴訟費用の負担は紛争解決の費用として位置づけられるべきものであり、紛争解決という点では、勝訴・敗訴の両当事者が等しく利益を受けるとというのが原則であって、訴訟費用もそれぞれが負担するというのが公平にも合致し、また実質的公平に沿うという意見もある（『判例民事訴訟法の理論（下）』94頁、伊藤眞「訴訟費用の負担と弁護士費用の賠償」）。

現在のところ、訴訟費用負担の確定申立が少なく、弁護士報酬と比べれば訴訟費用額は、さほど高額ではないことからその弊害が問題にはなっていないだけである。今後申立手続が容易になって申立件数が増加すると共に費用額が高額になると、その萎縮効果が弊害として意識されるようになるかもしれないのであり、現行の訴訟費用が敗訴者負担原則であるからといって、直ちに弁護士報酬を敗訴者負担とすることが合理的であるとは言えないのである。

- (5) 現在の裁判は、概ね勝つべきものが勝っており、勝敗の見直しが立てにくいということはない。

これは訴訟での審理の結果から見た発言であり、これから訴訟を提起しようというときの訴訟当事者の実感とはほど遠いものがある。わが国においては、特に個人や中小企業者においては、約束事が契約書の作成などのように客観的証拠化されることが少なく、裁判における判断が主観的供述に頼ることが多い。そのため、実際の裁判では証人や本人の尋問を実施するなど裁判手続を一定進めてみないことには、勝敗の行方は見えないのが通例である。

最初から一方当事者の言い分が明らかに正しくて勝訴の見込みが確実であるといった事件は、そもそも訴訟にならない場合が多い。そのような事件は通常は任意に解決されている。そのような事件が訴訟になるのは、相手方に支払能力がないために任意に解決できないような事件に限られる。多くの事件は、当事者の言い分に互いにそれなりの理由があって紛争になるために裁判になるのであり、初めから勝訴の見込みが確実な事件というのはむしろ例外的である。

- (6) 負担させる額は弁護士報酬の一部であるから、萎縮効果は小さい。

敗訴者の負担額を一部に限定すれば、萎縮効果を希薄化することはできるだろうが、だからといって敗訴者負担の訴訟抑止効果が消滅するとはまではいえない。また、負担を一部に限定したことにより訴訟の利用を促進することにもならない。弊害が小さいかも知れないが、導入の効果もないのである。そうだとすると、そのような制度を導入して、負担額の算定や執行という訴訟手続上の負担増をあえ

でもたらず合理性はない。負担額を一部に限定することは、敗訴者負担制度の導入の理由にはなりえない。

- (7) 弁護士が完全成功報酬制（事件の着手金は無料で、勝った場合のみ報酬を請求する制度）をとれば、敗けても相手の弁護士報酬分のみを負担すればよいのだから、敗訴者が2人分の弁護士報酬を負担するという事は避けられる。

完全成功報酬性は、訴訟費用の負担を弁護士のリスクにおいて処理するものである。従来わが国では、公害事件や集団的消費者訴訟などにおいて見られた事例である。これらの訴訟提起の意義を感じた弁護士たちが、手弁当と奉仕精神のもとでこれを行ってきた。

しかし、事件の類型を問わずこのような報酬制を原則とし通常の事件でもこれを適用すると、アメリカの交通事故の賠償請求などに見られるように、弁護士報酬額が当事者の得た経済的利益の3、4割などといった高額な報酬となるおそれがあり、結局、訴訟当事者にとっては高い負担となる。成功報酬制をとれば単純に2人分の負担が1人分に減るというものでは決してない。そして、敗訴したときにはそのような高額な報酬を前提として相手方弁護士の報酬を負担させられることになれば、実際には、現在よりも訴訟利用に対する抑止効果が強まる危険もある。

現在、わが国で成功報酬の約束で行っている事件の多くは、社会的意義のある訴訟において広範な被害救済のために多数の当事者に立ち上がってもらいたいという事件であったり、当事者が着手金を負担しえないためやむなく成功報酬制をとるような事件である。そして、仮に敗訴したときには敗訴当事者は弁護士報酬の負担がゼロになるということで、訴訟利用の障害の一つを取り除いているのである。そのような当事者にとっては、勝ったときに弁護士報酬を支払うことには何のためらいもない。ところが、そのような事件において、敗訴者負担制度になって敗訴したときには相手方の弁護士報酬を負担することになれば、敗訴に加えて追い打ちのようにして弁護士報酬負担のリスクを負うことになり、現在よりも訴訟を利用するためのハードルが高くなって訴訟利用を妨げる危険が大きい。

- (8) 被告の応訴の権利をも萎縮させることを考慮すべきである。

この意見は、不当な訴訟で被告が応訴させられ、そのために弁護士報酬まで負担させられるのはかなわないといった気持ちを表現した発言である。場合によっては自らの弁護士報酬の負担を恐れて応訴せず請求を認めてしまうということになり、弁護士報酬の各自負担制度が応訴の権利を萎縮させているというものである。

この意見は、被告が勝訴するのが確実な事件を前提にした議論である。応訴者が自己の弁護士報酬の負担を恐れるのであれば、本人訴訟で対応することも可能

である。勝訴が確実であるのに、本人訴訟もせず、応訴を諦めてしまうということとは考えられない。

むしろ、勝敗の見込みのはっきりしない事件であれば、敗訴者負担制度になると、被告は、応訴して敗訴したときには自身の弁護士報酬だけでなく原告の弁護士費用まで負担しなければならない恐れがあり、そのことによって応訴による負担の増大を恐れ、応訴することなく訴訟外での不利な和解に応じることも考えられるのである。

つまり、単純に、各自負担は被告の応訴の権利を萎縮させているが、敗訴者負担ならそれが解消できるとは言えないのである。

- (9)

また、「不当訴訟に対する被告の権利保障が必要」といった一面もともと 思われる意見もある。

そもそも不当訴訟とは、どのような訴訟を指しているのか必ずしも判然とはしないが、違法な訴訟遂行に対しては、現行の最高裁判例で、不法行為による損害賠償が認められている。最高裁判例は、憲法によって保障される裁判を受ける権利と、他方では不当な訴訟によって応訴者に不当な負担を強いることとの利益較量をしたうえで、「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして相当性を欠くと認められるとき」という基準によって判断している。応訴者にはそれなりの負担が生じることは理解しつつも、裁判を受ける権利の保障の観点から、敗訴判決を受けたからといって直ちに違法であるとは考えていないのである。

紛争をできるだけ司法の場で解決しようというのが今次の司法改革の政策目標であり、この最高裁判例はその観点からも正当である。

そして、不当訴訟が現実に多発しているといえるのかについても十分な検討が必要である。実際に裁判に携わる弁護士の実感から言えば、不当訴訟はそれほど多くない。そうだとすると、不当訴訟というごく一部の例外的もしくは病理的な現象の存在だけで、裁判利用における弁護士報酬の各自負担という一般原則を変更する理由にはなりえない。

不当訴訟への対応

現行の不当訴訟に対する最高裁判例による救済だけで不十分だといえるのであれば、例えば同一の訴訟手続で、被告は印紙を貼用することなく不当訴訟の最高裁判例の要件を主張・立証して損害賠償を請求できることにするなど、不当訴訟という特殊な病理現象に対処するための個別・具体的な方策を検討するのが妥当である。

2. 制度を導入しない訴訟の範囲に関する意見

- (1) 敗訴者負担を導入しない範囲を定める基準は、当事者の格差とリソースの違いであり、司法アクセスの萎縮ではない。

「構造的な力の格差がある場合」を導入しない基準とする意見では、個人とグループ、個人と行政、事業者と消費者、労働関係訴訟のうち使用者と労働者間の訴訟などが敗訴者負担を導入しない訴訟類型の例として議論される一方、労働関係訴訟のうちでも使用者と組合間について「組合がそれなりのバーゲニングパワーを持っている」こと、個人間の訴訟は「リソースの偏在がない」ことなどを理由に導入してよいといった意見が出され、離婚訴訟についても「当事者間の力の格差という理由で説明するのは難しい」ので除外するには何か他の理由が必要であるなどの意見が出されている。

しかし、以下の理由で、この基準論には反対である。

市民がかかわる広い範囲の訴訟に提訴及び応訴萎縮効果がでること

この基準によると、個人対個人、中小事業者対中小事業者の訴訟など同じような属性の当事者間の訴訟には導入してよいということになり、一般市民が利用する相当広い範囲の訴訟について司法アクセスを萎縮させる結果となる。

即ち、提訴や応訴時点では訴訟の見通しはつきにくいことから敗訴のリスクを恐れて司法アクセスが萎縮するところ、個人間訴訟や中小企業間訴訟は、書面等の証拠に乏しいことなどによりなおさら見通しがつきにくいことが多いため、萎縮効果が大きい。

例えば、個人間の貸金訴訟などの場合でも、契約書自体がなく口約束であったり、契約書があっても利息や弁済期日、期限の利益喪失事由などがはっきりしない、一部弁済について領収書等がない、など証拠関係が不明確であることも少なくない。個人間の不動産売買でも契約条件が書面化されていないなどが原因で訴訟になるのである。

中小企業間でも、例えば中小の卸売業者と小売業者間の売掛金請求訴訟で取引条件について明確な契約書がなかったり、建築工事の下請業者間で追加工事の内容金額について証拠資料がないために紛争になるような例も多い。

また、格差のない当事者間においても、社会の変化に伴う裁判基準の変更等を求めるなどの法創造機能に関する訴訟が存在する。

例えば、離婚訴訟における破綻主義傾向への判断変更や交通事故における女子の死亡逸失利益算定における男女差を否定する判断などは、個人対個人の訴訟において、従前の判例によれば敗訴見通しの強い訴訟が数多く提起されたから実現したのである。このような訴訟が萎縮しないことが司法の発展のためにも必要である。

加えて言えば、格差のない当事者がともに経済的負担能力に乏しい者（個人・中小企業者など）の場合は、当事者双方の訴訟アクセスを萎縮させることになる点も問題である。

紛争解決が目的の訴訟に敗訴者負担はそぐわないこと

訴訟には、勝敗というより当事者間の紛争を一定のルールで解決することに意味が大きいものも多数ある。例えば、離婚等の人事訴訟や賃料増減額請求訴訟の他、近隣住民間の通行権や騒音、日照問題の訴訟なども明確な基準がない中での紛争解決が主眼となることが多い。

このような訴訟では当事者双方に利益があるというべきであり、一方当事者へののみコストを負担させる必然性はない。当事者の意識という点でも、「格差がない」という理由でどちらかが勝った負けたという判断の下に一方当事者に敗訴者負担を命じるような判決が、このような訴訟の当事者の司法に対する期待に叶うものとは思われない。

敗訴者負担を恐れて、紛争解決を求める訴訟自体が起こしにくくなる。紛争解決を求める裁判は個人間の訴訟が多いことから、この基準は、一般市民を裁判所の利用範囲を狭めるものとなる。

審議会意見書の求める制度設計にも合致しないこと

「格差」を基準とする意見は、敗訴者負担導入の根拠を「公平」とする考え方に基づく。司法アクセスの拡充が根拠とされるべきであること、前述のとおりである。

加えて、審議会意見書は「不当に訴えの提起を萎縮させない」ことを制度設計において求めているところ、上記基準は、行政・使用者・事業者などと個人の間の訴訟のみを例外とするためそれ以外の個人間の訴訟、中小事業者間の訴訟を著しく萎縮させ、国民全体の訴訟利用の機会を狭めるものとなるのであって、上記制度設計に反し「不当な萎縮効果」を生じさせる。

「当事者の格差」の判断基準も問題であること

労働組合と使用者の間にバーゲニングパワーにおいて格差がないという意見は、弱小な労働組合の存在などの実態をみないもので、現実とかけ離れたものである。

消費者と事業者には格差がある例とされているものの、格差があるとされる「消費者」と「事業者」の範囲は、定め方次第で広くも狭くもなり得る。

当連合会は、「消費者契約に関する訴訟、消費者取引に関する不法行為に関する訴訟」について敗訴者負担にすべきでない特徴的な例とし、その場合の「消費者」と「事業者」の定義は、消費者契約法2条の定義によるべきであると主張する。すなわち、同条は、「事業者」とは「法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者になる場合における個人」、「消費者」とは個人（事業者として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）」をいうとされている。この定義においては「法人その他の団体」はその目的内容の如何にかかわらず事業者となる。私法人だけでなく国や地方公共団体等の公法人も契約当事者となる場合には事業者となる。事業者たる個人でも、事業遂行に関連しない契約を締結する場合は消費者である。

消費者契約法は、同法における事業者は反復継続的な活動が予定されており、

構造的に消費者との間に契約に関して情報の質、量及び交渉力について、優位な地位にあるとの考え方によっているものであるが、「構造的格差」の定め方によっては除外すべき消費者関係訴訟が狭められる可能性もあり、問題である。

- (2) 情報格差は証拠開示制度で、経済力の差は法律扶助で、それぞれ対応できるから、敗訴者負担を導入しない基準とすべきでない。当事者の格差は弁護士が付くことで埋められる。

今日の社会においては、情報の格差、証拠の偏在が現に存在し、これを弁護士の訴訟活動のみで埋めることは不可能である。弁護士が付けば当事者の格差が解消できるなどという意見は、現実をみない議論である。また、わが国の証拠開示制度は、アメリカのディスカバリー制度と比較するまでもなく立ち遅れている。また、後述の第5のとおり、法律扶助等の関連制度もきわめて不十分なわが国の現状において両面的敗訴者負担制度を導入することは、司法アクセス及び法創造機能を大きく阻害することは明らかである。

- (3) 生命身体に対する被害は他の権利侵害よりも保護の必要性が高いから、人身損害は敗訴者負担にしない。

当連合会は、人身被害について被害者の保護を図るために両面的敗訴者負担としないとの結論については賛同するが、その理由が他の権利侵害よりも保護の必要性が高いためとする考え方には同意できない。

人身被害について訴訟で争われる場合は、通常、交通事故、公害被害、欠陥製品事故など、不法行為による損害賠償請求訴訟（国家賠償の場合を含む）である。この場合に、不法行為によって、生命・身体の損害だけでなく、財産上の損害も生じうる。また、不法行為責任は、人身被害事件だけでなく、先物取引被害など、取引型不法行為でも、今日広く認められている。

これら不法行為訴訟においては、判例において、弁護士報酬を不法行為と相当因果関係にある損害と認めて賠償責任を認めており、財産上の損害の場合も同様である。これは、訴訟において不法行為による損害の完全賠償を実現するものであり、同時に、被害者の損害として認容することで実質的に片面的敗訴者負担制度になっているといえ、被害者に訴訟の利用を促進させる役割を担っている。

今後の司法制度改革において、これらの不法行為訴訟の全部又は一部について、両面的な敗訴者負担制度に変更すれば、こうした訴訟の利用を促進するのではなく、萎縮させる効果をもたらすことになる。

また、実際の訴訟事案では、人身損害と財産損害とが並存する 경우가少なく、被害者救済の観点からは、損害の種類によって弁護士報酬の取扱いを区分する特段の理由はない。

環境訴訟の重要性についての視点を欠いていることも大きな問題である。

国連の「環境と開発に関するリオ宣言」(1992年)は、日本政府も加わって採択されたが、その第10原則には、「環境問題は、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、公的機関の環境関連情報を適切に入手し、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならず、賠償、救済を含む手法及び行政手続への効果的なアクセスが与えられなければならない」旨が記載されている。

これに沿って、1998年に国連欧州経済委員会で、いわゆるオーフス条約(「環境問題に関する、情報へのアクセス、意思決定過程における市民参画、及び司法的救済方法へのアクセスに関する条約」)が採択された(2001年発効)。この条約は、締約国に、環境に関する情報開示の法整備、市民参画の法整備、及び、その実効性確保のための市民による司法アクセスの促進を求めている。ここにいう市民とは、自然人、法人、国内法又は慣習法に準拠して設立された組織、機関、集団をいうとされており、団体訴権の拡充を促進している。しかも、その司法利用における経済的負担も過重にならないようにすべきとしている。日本でもオーフス条約の趣旨は妥当・必要なものとして、その実質的な導入を目指す動きがある。これは、21世紀を環境の世紀とし、人身被害と人間生存の基盤である環境の破壊を未然に防止するための試みである。

ところが、検討会において、人身被害が生じた場合のみ、保護の必要性が高いものとして、両面的敗訴者負担導入の例外にすると意見が出ていることは、リオ宣言、オーフス条約に見られる上記のような環境保全に関する司法機能の強化への理解を欠き、21世紀の司法改革を議論する場に似つかわしくないものである。

- (4) 現行の不法行為の場合に弁護士費用を損害の一部として認めているのは一方的で不公平。

現在、交通事故などのような不法行為による損害賠償事件では、被害者側の弁護士費用を不法行為による損害の一部として認め、加害者にその支払いを命じている。これは、完全賠償を全うすることによって被害者救済をはかる趣旨から認められてきているのである。

論者のいう公平とは、訴訟の実質を抜きにした原被告という訴訟当事者を抽象的に比較して不公平であると言っているにすぎない。きわめて皮相的な見方でしかない。問題となっている訴訟は、不法行為によって損害を被った原告と相手方に損害を与えた被告との間の訴訟であり、被告の行為による権利侵害の違法性を問題にして、被害者に完全賠償をはかろうとしているのである。実体的に権利侵害を受けて被害回復をはかろうとしている原告と何ら被害を受けていない被告とを同列に並べて公平性を論じるということ自体が比較の前提を欠くというべきである。

また、医療過誤や建築紛争などのように、不法行為による損害賠償請求事件

としてではなく、債務不履行責任による損害賠償請求事件との対比において、完全賠償の立場から両面的敗訴者負担とすべきとの意見もある。しかし、現在でもすでに判例で、このような紛争事案においては、契約責任を請求の原因とする場合でも、損害の一部として被告に弁護士報酬を負担させるようになっている。不法行為訴訟にも契約責任による訴訟にも両面的敗訴者負担制度を導入すれば、被害者には強く萎縮効果が働くことになる。よって、国民の裁判の利用を拡大するためには、敗訴者負担制度の導入ではなく、こうした訴訟における弁護士報酬を損害に認定させている裁判例を定着・拡大させることこそが重要である。

- (5) 勝訴の見込みが困難であるということは敗訴者負担を適用しない理由とはなり得ない。

訴訟において勝訴の見込みが困難であるということは、敗訴のリスクを当事者が強く感じるということであり、敗訴者負担制度が導入されれば、弁護士費用の負担のコストが増大するというリスクが強くなるので、当然訴訟の利用を萎縮させる方向に働く。したがって、司法アクセスの促進のために敗訴者負担制度の導入を検討し、それが司法アクセスを萎縮させるときには導入しないという審議会意見書の立場からすれば、勝訴の見込みが困難であることは、敗訴者負担制度が司法アクセスを抑止するものであるから、これを導入しないのは当然のことである。

論者は、先発の訴訟で最高裁の勝訴判決が出たときには、後発訴訟は勝訴の見込みを理由にしてしまうと救済されないことになるという理由で、説明しようとしている。

もし、論者のような理屈で、勝訴の見通しの困難な事件に対しても敗訴者負担制度を導入するならば、論者のいう先発の訴訟すら誰も起こそうとはしなくなるであろう。そうすると後発訴訟を保護するかどうかなど問題となる余地はない。

また、先発、後発といっても、事案はそれぞれ異なるものであって、裁判官の判断も異なることがある。上記の意見は、裁判の実際とはかけ離れたものである。

第3 . 両面的な弁護士報酬敗訴者負担制度の導入は、裁判利用を萎縮させる

前述したとおり、制度導入の是非の検討は、司法アクセスを拡充させるかどうかを基準に検討すべきである。

司法アクセスを拡充させるか否かの判断の基準時は当事者双方の主張と証拠が出揃った判決時ではなく、原告としてこれから裁判を提訴しようかという時点、および被告として裁判所に呼び出され応訴するかどうかという時点を基準にすべきであり、裁

判所の訴訟手続を利用して自らの言い分を貫くことの促進につながるのか否かが、制度導入の基準となる。

理屈の上では、勝訴の見通しが確実であれば、敗訴者負担制度は司法アクセスの促進につながるとも言えるが、現実には、勝訴が確実であるのに各自負担を理由に訴訟を提起しないという例はほとんどない。逆に、勝訴見通しが不確実であれば、司法アクセスの萎縮につながる。

多くの訴訟においては、最初の段階では、次の2つの側面から勝訴の見通しが困難であることから、結果として司法アクセスを萎縮させる。

1つは、自らの証拠が揃っていない場合が多く、かつ相手方の証拠も明らかになっていないことから、裁判所的事实認定がどうなるかの見通しが明らかでないことである。

もう1つは、例えば明渡請求訴訟の正当理由や解雇の正当性などの様な法的評価に幅がある場合、変額保険や日栄の裁判にみるような法的解釈が裁判所でも確定していない場合、あるいは環境訴訟や憲法訴訟のように裁判所の判例のない新しい訴訟の場合など、裁判所の法律判断の見通しが難しいことである。

このように訴訟の最終結果の見通しの困難性は、当事者の言い分が対立している民事紛争においては常に生ずると言ってよい。

そのような時に、訴訟で敗訴すれば相手方の弁護士費用も負担しなければならないと言われれば一般的に裁判利用をためらう傾向が強くなることは明かである。

この萎縮効果は、弁護士費用を事業上の経費や商品販売価格などに転嫁できる経済力のある当事者にはそれ程大きくないが、経済的弱者や社会的弱者には強く現出する。

すなわち、両面的敗訴者負担は、経済的弱者、社会的弱者が不利益を受ける制度なのである。

なお、敗訴者負担による萎縮効果が小さいという意味で、大規模な企業（例えば、資本金5億円以上、または負債の合計金額が200億円以上の株式会社）同士の間の訴訟については、それらの事業者の意識を調査したうえで、司法アクセスを促進すると認められる場合は、制度導入も考えられる。

第4．片面的敗訴者負担制度の導入についての議論がきわめて不十分である

1．片面的敗訴者負担制度は司法アクセスの促進に資するものであり、両面的敗訴者負担制度とは全く別の機能をもつ制度である。

前記のとおり、両面的敗訴者負担のもとでは市民は提訴にあたって、敗訴の場合に相手方の弁護士報酬を負担することを考慮しなくてはならない。従って、市民の裁判利用は抑止される。これに対して、片面的敗訴者負担制度のもとでは上記のような考慮は必要ないので、裁判所の利用が抑止されるという事態は生じない。さらに、勝訴

の場合には自分の弁護士報酬を相手方から回収することができるので、市民の裁判利用は促進される。

片面的敗訴者負担は市民の裁判利用を促進する制度であり、市民の裁判所の利用を抑制する両面的敗訴者負担と全く異なる制度と言える。「裁判所へのアクセスの拡充」をはかるべきとする審議会意見書の趣旨にかんがみれば、片面的敗訴者負担制度こそ、その趣旨に合致するものである。

しかし、検討会では、片面的敗訴者負担の議論を後回しにする議事運営が行われてきた。このような運営は、審議会意見書の立場に反するものであり、厳しく批判されるべきである。「裁判所へのアクセスの拡充」という観点からは、片面的敗訴者負担制度こそ具体的な検討が行われるべきである。

2. 片面的敗訴者負担を導入すべき訴訟類型とその理由

(1) 片面的敗訴者負担を導入すべき訴訟類型

当連合会は、本年3月10日付意見書にて、片面的敗訴者負担を導入すべき訴訟類型として、行政事件、及び、a. 独占禁止法違反の一定の不公正な取引方法による利益侵害又はそのおそれに対する侵害停止又は予防請求訴訟（独禁法24条）、b. 取引約款の無効を主張する訴訟（消費者契約法10条）、c. 公害・環境に関する訴訟のうち環境侵害行為の差し止め訴訟を例としてあげた。

行政訴訟

情報公開請求訴訟など、行政訴訟は、行政の適正を確保する方法としてますます重要になってきている。司法による行政の適正確保を図っていくため、行政訴訟に片面的敗訴者負担制度を導入して司法アクセスを促進することが必要かつ重要である。司法制度改革推進本部の行政訴訟検討会の議論では、行政訴訟に片面的敗訴者負担を導入すべしとの意見が大半であるとのことである。（自由民主党若手国会議員等による研究会「国民と行政の関係を考える若手の会」も、2003年3月26日発表の「21世紀の国民と行政の新たな関係を目指して～利用者の観点からの実効ある行政訴訟制度の構築～」において、行政訴訟には片面的敗訴者負担が導入されるべきとの提言をしている。）

なお、アメリカで公益的訴訟などに片面的敗訴者負担制度が広く取り入れられている（連邦法で150以上、州法にして2000程度）ことは知られているが、実は、両面的敗訴者負担の国と紹介されていた国でも、行政訴訟は、片面的敗訴者負担の明文があったり、運用がなされている。オランダでは明文で行政訴訟において自然人が敗訴した際の負担は原則として無いと規定されているし、フランスでは衡平の観点から運用で片面的負担とされている。

上記のaないしc等の裁判

行政訴訟は裁判により公益が実現される訴訟類型の典型であるが、上記のaないしcの訴訟も単なる私益の実現でなく、公益の実現の意義を有する訴訟類型である。今日の社会において、公正な取引秩序の維持や持続可能な環境の維持保全

は重要な公益であり、政策的にも重視されるべきものであることは共通の認識となってきた。これらの公益は従前は裁量的行政指導により確保されてきたが、こうしたあり方は見直され、これから司法チェックによりさらに強く確保されるべきである。すなわち、公正な取引秩序にせよ環境の維持保全にせよ、広く市民がこれを監視し、問題が生じた際には、市民が司法手続きに訴え、裁判手続きを通じて問題を是正し、公正な取引秩序や環境の維持保全が図られるというシステムの充実が求められているのである。

このように司法を通じて公正な取引秩序の維持や環境の維持保全を図っていくという観点からは、a ないし c の訴訟について片面的敗訴者負担制度を導入し、国民の司法アクセスの促進を図ることが必要かつ重要である。

また、違法性の高い賃金不払や解雇等の個別労働事件についても、この制度の導入を検討すべきである

(2) 片面的敗訴者負担制度は不公平か

検討会では、片面的敗訴者負担制度は不公平との意見がある。しかし、行政訴訟はもとより、上記 a ないし c の訴訟はその多くが、豊富な証拠や社会的力を有する企業に対して一般市民が起こす裁判であり、証拠の偏在や情報収集能力・社会的力の格差に鑑みれば、むしろ片面的敗訴者負担こそ実質的公平に資する。

企業の社会的責任という観点からみても、上記 a ないし c 等の訴訟において片面的敗訴者負担により企業側に負担を負わせることは正当である。これらの訴訟に片面的敗訴者負担を導入することは、短期的には企業に負担を課すものであるかもしれないが、長期的には行政や企業の歪みを是正する側面を有するものであり、企業統治・企業の長期的利益という観点からも合理性を有するものである。

第 5 . 法律扶助、権利保護保険、団体訴権など、司法アクセスを促進する諸制度の大幅な拡充ないし整備がなされないまま両面的敗訴者負担が導入されたならば、経済的弱者の裁判利用萎縮効果は甚大である

フィンランド政府は、国連の規約人権委員会で国際人権規約の裁判を受ける権利の侵害が争われたケースにおいて、「両面的敗訴者負担を導入している国々は、訴訟抑制のために敗訴者負担制度を正当化している」と主張している。ドイツ、オランダでの当連合会の調査でも、とりわけ中小企業を含む経済的弱者にとって、両面的敗訴者負担制度があることは訴訟を萎縮させるとの回答を受けた。

このように、両面的敗訴者負担制度は一般的に社会的・経済的弱者の裁判利用を抑制する機能を有することは、ヨーロッパ諸国では共通の認識になっている。

そのことをふまえつつ、ヨーロッパ諸国は、市民の司法アクセスを拡充するための

諸制度を整備し、両面的敗訴者負担制度の弊害を緩和する措置をとっている。そのような措置が十分でない段階での両面的敗訴者負担の導入は、裁判利用萎縮の弊害を一層大きくするのである。

以下、法律扶助、権利保護保険、団体訴権について、ヨーロッパ諸国と我が国との実状の違いを指摘する。

1．法律扶助

- (1) 敗訴者負担を導入しているヨーロッパ諸国では経済的弱者や中産階層に及ぼす敗訴者負担制度のリスクを法律扶助で軽減している。

ドイツ、オランダ、フランスでは、世帯の約40 - 50%をカバーする程度 of 法律扶助が採られている。イギリスでは、中産階級層までカバーすることを理念として80%の世帯を扶助していた時期もあり、近時、法律扶助に対する国庫予算を制限しようとしているが、それでも、全世帯の50%程度をカバーしている。

法律扶助に関する国庫負担額は、ドイツでは363億円、フランス182億円、オランダ約35億円と高額にのぼっている。人口1万人あたりの法律扶助への国庫負担額は、ドイツ443万円、フランス309万円、オランダ189万円である。(注：日本では国庫負担額は約30億円であり、人口1万人あたり約25万円に過ぎない。)

わが国の法律扶助が償還すべきものであるのに対してこれらの国々では、基本的に返還を要しないなど大きな違いがある。これらの国々では、法律扶助制度を充実させていることによって、両面的敗訴者負担制度の下で経済的弱者が訴訟利用を萎縮しないように工夫して、その弊害を回避しようとしている。

- (2) これに対して、我が国の法律扶助は、世帯の20%程度をカバーすることを目標としているが、実際には、法律扶助に対する国庫予算が約30億円と少なく、自己破産ですら、法律扶助の受給を受けられないことがある。

我が国の法律扶助の国庫負担額の今後の増加の見通しについては、検討会の席上で、高橋座長が、財政難のおりそれほど増えない旨発言したところである。

一方で、司法ネットの整備により、人件費、管理費、初回の無料相談体制のための費用などは増えることとなるが、代理事件の扶助率の大幅な向上を目指しているとは必ずしも言えない。

むしろ、自己責任の考え方が強調されつつあり、たとえば、国選弁護人を選任した刑事被告人からの国選弁護費用の回収率を大幅に上昇させるべきとの意見が与党の国会議員から出されているところであり、国庫負担額を民事についても大幅に引き上げることが現実的に期待しうるかは流動的である。すなわち、我が国では、両面的敗訴者負担を導入した場合に生ずる訴訟萎縮効果を軽減させる制度が整備される見込みがないのである。

- (3) 検討会で、「法律扶助のような例では、訴訟に勝った場合に弁護士報酬の一部を相手から取れるというのは大きな意味を持つ」との意見が出た。

しかし、提訴前、応訴時に、当事者にとって勝つ見込みというのは、必ずしもはっきりしない。

これまで、我が国の法律扶助適用の要件である「勝訴見込み」は、「勝訴の見込みがないとはいえない」というゆるやかな基準で運用されてきた。

しかし、敗訴者負担が導入されると、勝訴の見込みの要件の認定が厳格化され、法律扶助を受けにくくなる虞がある。

すなわち、我が国は、法律扶助の国庫負担額が特に少なく、その分配が厳しく、しかも、貸与制を基本として扶助受給者からの償還金をも事業予算として見込んでおり、返還の可能性を確保することが重要であるが、敗訴者負担が導入されると、扶助受給者が敗訴した場合の負担が重くなり返済を怠ることとなるため、扶助受給認定自体が厳しくならざるを得ないからである。

なお、イギリスでも、法律扶助の国庫負担額を抑えようとする配慮から、近年、勝訴見込みの判断が厳しくなっているとのことであり、法律扶助の利用そのものが制限されてきている。

2．権利保護保険

権利保護保険の普及は、当事者の費用負担を保険会社がカバーするという意味で、訴訟利用の促進につながるものである。

権利保護保険が普及するかどうかは、訴訟件数の多い国の中でも、弁護士報酬の定め方や敗訴者負担額の見通しの程度によって、変わってくる。

報酬額や敗訴者負担額が法定されているドイツでは、権利保護保険が普及しやすく、それにより、敗訴者負担のリスクを回避できることになっている。

しかし、フランスでは報酬額が法定されていないうえ、敗訴者負担をさせるか否か、その額などに裁判官の裁量が大きいため、権利保護保険は普及していない。

他方、我が国は、弁護士報酬に関する弁護士会の会則等もなくなり、一層自由化していくのであるから、弁護士報酬の実額に影響される敗訴者負担額の定め方はむしろかしい。そのため、我が国においては、権利保護保険の普及は困難であると予想される。

3．団体訴権

ヨーロッパ諸国を中心に、団体訴権は、市民による法の実現を実効化するための重要な司法制度として、近時ますますその意義を高めている。

当連合会の調査では、ドイツ、フランス、オランダのいずれも団体訴権を導入しており、環境・消費者被害を受けた個人などに代わって、専門の団体が提訴することにより、個人がバラバラに訴訟をすることにもなう経済的、時間的、労力的な負担を軽減したり、被害の未然防止が簡易にできるようになっている。また、敗訴した場合の敗訴者負担の経済的リスクをその団体が負うことにより、個々の被害者に対する敗訴のリスクを軽減することになっている。また、2、(3)、(12頁)で述べたように、国連欧州経済委員会は、オーフス条約を採択し、団体訴権の拡充を求めている。

ただし、ドイツなどの消費者団体からのヒアリングによると、団体の予算が限られた中で、敗訴者負担分のリスクを考えると、訴訟するものとししないものを慎重に判断せざるをえないとのことであるから、団体訴権は、敗訴者負担の経済的弱者に対する弊害を緩和することはあっても、無にするものではない。

これに対して、日本では、団体訴権はこれまで無く、ようやく消費者問題について、議論が開始されたところであり、その具体化は先のことである。このような現状で、両面的敗訴者負担を導入することは、裁判を受ける権利を大きく制約することになり、司法アクセス拡充の理念に反することとなる。

第6．司法アクセス検討会の審議のあり方について

- 1．現行制度を変えて、両面的敗訴者負担制度を導入することで、司法へのアクセスを拡充し、かつ、そのことが相当な訴訟の範囲をしっかりと検討すべきである。

その前提として、審議会意見書に基づき、「勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者」が存在するのか、とした場合、どのような場合でどの程度かを検証すべきである。検討会では、「敗訴者負担制度は、司法制度改革審議会で、一応理不尽な制度ではないとされた」との意見もあるが、このような理由でこうした検討が不要となるものではない。

- 2．これまでの検討会で、行政訴訟、労働訴訟、公害・薬害等の訴訟、不法行為訴訟、消費者と事業者間の訴訟、人事訴訟についての大枠での議論がなされ、これらの訴訟への両面的敗訴者負担制度を導入することは適切でないとの方向性が明らかになっている。今後は、アクセス拡充の観点から導入すべきでないことを明確にすべきである。

- 3．個人対個人の訴訟については、人事訴訟、不法行為訴訟の一部について論点となったものの、十分な議論がなされていない。これまで不法行為訴訟については弁護士報酬を不法行為による損害の一部として認定することによって、被害者の司法へのアクセスをしやすくし、かつ完全賠償の理念に近づけている。個人間での交通事故など不法行為訴訟においても、これまでの判例によるこうした取扱いを変更すべき理由はない。

その余の相隣関係や貸借関係など様々な個人間の訴訟については、部分的な議論がなされているに過ぎない。今後、司法アクセスの拡大を判断の指標として、個人間訴訟への敗訴者負担制度導入の基礎があるのか、あるとすればどのような場合かを検証すべきである。

- 4．事業者間の訴訟について、その規模や訴訟の種類等によって、司法へのアクセス

拡充の観点から両面的敗訴者負担制度を導入すべき訴訟の範囲を検証すべきである。

5. これまでの検討会でも、国民の司法へのアクセス拡充のために一定の訴訟においては片面的敗訴者負担制度を導入すべきとの意見が提起されているが、十分な検討がなされていない。片面的敗訴者負担制度を導入すべき訴訟の範囲についても、早急に、具体的検討をすべきである。